

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	労政雇用課雇用対策室
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>国の緊急総合経済対策において、介護、観光、農林水産などの重点分野の雇用創造事業（重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業）が拡充され、平成23年度に開始した事業については、平成24年度末まで実施できることとなったため、事業の実施期限を1年延長する。</p> <p style="text-align: center;">（現行）平成24年3月31日      （改正）平成25年3月31日</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>基金の残額の処分</p> <p>基金は平成25年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国に返還する。</p>	